

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年12月 9日開会

熊本県南小国町

令和6年度南小国町農業委員会12月総会

開催日時 令和6年12月9日（月）午前10時00分から10時35分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（2番委員、4番委員）

日程

1. 報告第 5号 農地法第18条（通知）
2. 議案第 20号 農地法第3条（委員会）
3. 議案第 21号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）
4. 議案第 22号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について

出席委員（8名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（無）

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんおはようございます。

ただ今から令和6年12月の農業委員会定例総会を始めたいと思います。

本日は委員8名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。

本日の会議録署名委員を2番北里委員、4番穴井委員にお願い申し上げます。

報告第5号 農地法第18条（通知）

それでは、始めたいと思います。

1. 報告第5号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは1ページ目をお願いいたします。

【報告第5号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

申請番号 06-9 （所在）中原〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）4,559㎡。計、田1筆4,559㎡。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）同じく大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。（〇）〇〇〇〇〇。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和6年10月31日。（解約形態）は合意解約。以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第18条の通知報告について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

（○推進委員手をあげる）

はい。○推進委員。

〇〇推進委員

おはようございます。推進委員の○です。農業委員さんだけの出欠ではなく推進委員さんの出欠の人数とかも言って欲しいと思いますけど。それはいいなと思います。

ただ今の〇〇〇〇〇が戻すということですが、戻した後が〇〇さんがどのようにお使いになるかというのは聞かない方が良いですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局のほうから説明させていただきます。

〇〇〇〇さんにつきましては、戻された後の次の利用予定につきましては未定ということで回答をいただいております。

以上です。

〇〇推進委員

未定ということですけど、そこで推進委員さんとかが活躍する場じゃないかと思うんですが、担当推進委員さんとか農業委員さんに何か相談とかあったでしょうか。

どうぞ。

○会長

事務局からどうぞ。

○事務局長

はい。先ほど野口の方からお答えさせていただきましたが、私たちの方でお聞きしているのは、現在のところ貸し先といたしますか、借りる人はまだ決まっておられませんという話で聞いております。ただですね、こちらハウス等も設置されておまして、〇〇氏としましては、どなたかという考えはあるのかなと思っていますが。今から来年に

向けてお話をしていく形になるかと思います。その間で農業委員さん、推進委員さん、事務局のほうにも相談が改めであるかもしれませんが、今のところまだ解約するところまでです、ということで説明を聞いております。

以上です。

〇〇推進委員

農地の貸借について次の方が決まった上で解約というのが良いんじゃないかと思うんですけど、もうこの時点で未定ということであれば、荒れるということが前提の様に思えるんですけど。そこ辺も事務局のほうもしっかり捉えていって欲しいと思います。

〇会長

(事務局手をあげる)

事務局からお願いします。

〇事務局長

そうですね、少し繰り返しになりますが、合意解約の相談があった際はですね、次どうされますかと一言は私たちの方もお声かけさせていただいています。その上でまだ決めかねているというか、まだ決まっておられませんという回答でしたので、場合によっては本人で耕作される事も出てくるだろうしですね、そういった部分は本人さんの意思を確認をせざるを得ないんですが、早急にということも私たちも言えないところで、どうされますか相談がある場合はいつでもおっしゃってください、という形でお話はさせていただいております。

以上です。

〇〇推進委員

はい。次の議案に進んで良いんですけど、その場所がですね〇〇のだいたい中心地みたいですね、地名から言うて〇〇というて米処なんですよ。それでいちばん良いところが荒れているということになれば、ものすごく農業の将来についてですね不安もあるし、なんでこんな所が荒れていくのか、とかいう考えが生まれてくるんですよ。どんなに条件が良くてもどんなに水利条件が良くても田んぼは荒れていくんだちゅうことを思えば、何かこう推進委員とかしよって情けなくなるんですよ。何のために僕たちは推進委員しよるのかとか思いますんで、どうかよろしくお願いします。

〇会長

ちょっと今の件ばってんが、私の方から良いかな。

それは〇〇推進委員と〇推進委員で話してくれんかな。その件については。ここの総会で言う結論ではないと思うから。これについてはまだ当事者同士がどうするかというのは、我々もまだ全然聞いていないし、また、荒れる荒れんの問題ではなく、まだ本人たちがどうするかまだ全然決まっていならしいから。それについては推進委員の〇〇委員と話して相談してみてください。

〇〇推進委員

はい。

〇会長

他に何か皆さんからありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは議案のとおり了承を得たものとして処理いたします。

議案第20号 農地法第3条(委員会)

続きまして、2. 議案第20号 農地法第3条(委員会)について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。2 ページ目をお願いいたします。

【議案第 2 0 号 農地法第 3 条（委員会）について詳細に説明】

（申請番号）06-10 （権利）賃貸借権 （所在）満願寺〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）294 ㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。651 ㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。260 ㎡。同じく〇〇〇〇。

（登記地目・現況地目）共に田。3,887 ㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。2,583 ㎡。計、田 5 筆 7,675 ㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇 〇氏。（申請事由）貸付人の規模縮小及び借受人の規模拡大のため、でございます。

この案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料といたしまして次のページに関係位置図、それから本日お配りしました 3 条現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしています農地法第 3 条関係許可審議票につきましては、野口より説明いたします。

○事務局

はい。それでは当日配付資料をご覧ください。

【農地法第 3 条関係許可審議票】詳細に説明

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは関係担当委員であります、5 番日野委員からご説明をお願いします。

○5 番委員

はい。まず最初にですね〇〇〇〇さんは皆さんご存じのように、〇〇〇の方で〇〇〇〇〇〇を経営をされている方でございます。今までは〇〇と農作業をやってきましたけど、農作業の方がもう辛くなってきているということで、規模を小さくしようかな、という考えを持っておりまして、また、機械の方もちょっと買い替えたりとかいうことになってきますと、あと何年も農作業をしきらないということで、誰か借り手がいれば貸し付けていこうといった考えを持っておりまして。借受人の〇〇 〇さんのほうでございますが、来年の 3 月で定年になりまして、丁度、〇〇さんの田がですね家の前にありますので、その田を作ってみようということでございまして、その時〇〇さんの方が全部を作ってくれないかといったような話で、〇さんが全部を引き受けるということになっていくといったような話でございました。

田はですね、〇〇さんの田は全部基盤整備もよくされておりまして、そんなに枚数も多くありません。それとこれには記載されておりませんが、借用料でございますが、全筆で 450 和となっております。

以上でございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について、何か皆さんの方から質問ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして許可をいたします。

議案第 2 1 号 基盤強化法等改正法附則第 5 条

(農用地利用集積計画の公告)

続きまして、3. 議案第 2 1 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条(農用地利用集積計画の公告)について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。4 ページをお願いいたします。

【議案第 2 1 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条 (農用地利用集積計画の公告)について詳細に説明】

○会長

こちらの申請番号 06-22 につきましては、〇〇〇〇推進委員さんが関係しますので退席をお願いします。

(〇〇推進委員退席する)

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局長

(権利種別) 賃借権設定 (申請番号) 06-22 (所在) 赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。
(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 156 ㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,635 ㎡。満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,177 ㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。3,545 ㎡。計、田 4 筆の 6,513 ㎡。(利用権) は賃貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇 〇〇氏。(借受人) 同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稻。(借賃) につきましては全筆で 330kg となっております。(期間) は令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までです。再設定となっております。

次のページをお願いいたします。

(申請番号) 06-23 (所在) 中原〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,370 ㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,287 ㎡。計、田 2 筆の 4,657 ㎡。(利用権) は使用貸借権となっております。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇番地。〇〇 〇 相続人代表 〇〇〇〇氏。(借受人) 同じく〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) は牧草。(借賃) につきましては使用貸借権により無償となっております。(期間) は令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで。新規設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について皆さんからご意見ご質問等がありますでしょうか。

(○推進委員手をあげる)

○委員からどうぞ。

○○推進委員

はい。第3条の新規の賃貸借と○○ ○さんと○○○○さんと同じ貸借なのに○○さんには写真もつけていないし、なんでこういう取扱になるのかご説明をお願いします。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

まず今の議案の21号の基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条につきましては借受人のですね要件が定められておりまして、ある程度認定農業者あとは町内で農作業を中心的に従事するものが今回の利用権設定というのを受けることになっておりまして、こちらにつきましては中心的に農家をされている方ということで、審議については総会の運用的にも時間的な流れも含めてですね、位置図、写真等につきましては利用権設定については省いているところでございます。

ただ農地法3条の先ほどの議案第20号につきましては、借受人につきまして特に要件とかはございません。新規就農の方、町外の方、法人の方、どなたでも借受人の方として出すことができますので、こちらに関してはより適正な審議を求められるため位置図、写真、審議票をつけさせていただいているところです。

以上です。

○○推進委員

分かりました。○○○○さんのほうの書類の仕上げについて認定農業者とかいうことですが、何か農業者に対しての恩典とかあるのですか。関係ないかな、これは。

わざわざ分けられるという理由が何かあるんですか。

○会長

事務局からいいですか。

○事務局長

はい。済みません、確認ですが、農地法3条での貸し借りとその利用権設定の貸し借りの差ということで、よろしいですか。

○○推進委員

そういうことです。

○事務局長

はい。申し訳ございません。その質疑につきましては来月の勉強会の中でそういった基本的なところはもう一度確認をしたいと思います。

簡単に言いますと、農地法第3条、最初にありましたこちらの貸し借りは、先ほど野口が言ったように、簡単に言えばどなたでも借り受けする際の審議となります。こちらは農業委員会の決定事項でございます。利用権設定につきましては、先ほど言いましたように認定農業者、またはそれに類似するもの。農業を中心にされている方が貸し借りをする際に、また簡略できるようにといった貸し借りになっております。

こちらは農業委員会の意見をいただいた上で、町が公告した上で決定しますので、簡単に言えば町が貸し借りを設定できるということになります。ですので、そもそも法律が種類が違ふといったところになりますので、これ以上詳しい部分はですね来月の研修会の中で聞いていただければ、また質問等していただければ農業会議の方からも説明がいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○○推進委員

はい。上澄みでだいたい分かったような気がします。農地法に基づく利用権設定とか

農地転用とか、そういうことに対しては慎重なる審議を求めるため写真、位置図を添付する必要がある、と。ただこの〇〇〇〇さんの場合は農業者であるということで省略してもいいということでしょ。ありがとうございました。

○会長

他に皆さんからご意見ありませんでしょうか。

よろしいですか。

（はい。と言う声あり）

それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

それでは〇〇推進委員入場をお願いします。

（〇〇推進委員入場・着席する。）

議案第 2 2 号 南小国町農業振興地域整備計画

変更調整について

それでは、4. 議案第 2 2 号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。6 ページをお願いいたします。

【議案第 2 2 号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について詳細に説明】

一枚お開けください。7 ページです。

変更調整申出一覧表 番号 1 （申出者）〈事業計画者・所有者〉共に南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（申出物件）〈農地所在地番〉につきましては、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番地。（地目）田。（面積）2,618 ㎡。同じく〇〇〇〇番地。田。1,642 ㎡。同じく〇〇〇〇番地。田。872 ㎡。同じく〇〇〇〇番地。田。684 ㎡。同じく〇〇〇〇番地。田。1,818 ㎡。計、田 5 筆 7,634 ㎡です。（目的）としましては農用地区域への編入となります。（理由）としまして優良農地保全のためです。

続きまして、番号 2 （申出者）〈事業計画者・所有者〉共に南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇氏。（申出物件）大字〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番地〇。（地目）田。（面積）2,752 ㎡。計、田 1 筆 2,752 ㎡です。（目的）につきましては農用地区域への編入でございます。（理由）は優良農地保全のためです。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図、それから本日お配りしました現地写真をご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の件について皆さんからご意見等がありましたらお願いします。

（〇推進委員手をあげる）

はい。〇推進委員。

〇〇推進委員

農振地域というような言い方をしますけど、農振地域のことなんですよ。ですね。来年の1月15日に勉強会ということですが、農振地域に入れられたらどういう規制を受けるかとか、優良農地とか言いますが、優良農地の基準とかあるんでしょうかね。だから来年1月15日ですか、その時に農振地域のどんなのが農振地域であり、僕思うのがTSMCの影響で菊陽はどんどん畑がばんばん行きよるばってん、あれは農振地域であったはずなのに、熊本県が特例としてどんどん開発していつているのかと。そういうふうを感じるわけですね。国県ならどげなことでもいいちゆうような感覚なのか、だから農振地というのがどういう意味であるのかというのが知りたいですけど、課長1月15日よろしくお願いします。

〇会長

事務局からお願いします。

〇事務局

はい。先ほど〇委員からおっしゃったとおりですね1月15日に改めて農振法に関しましてはいろいろご説明があるところかと思います。

まずいちばん最初の所につきまして簡単にご説明しますと、農振の規制関係ですね、こちらにつきましては、農業委員会の総会に出てくる農地法第5条の転用についての規制とか、農地を農地以外のものにするときには強く規制のかかる法律でございます。それ以外の所につきましては、改めて1月15日の時にいろいろと農業会議を含め質疑応答、意見交換できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇会長

他に何か皆さんからありませんでしょうか。

よろしいですか。

(はい。と言う声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

以上で議案の法は終了しましたが皆さんから何かありませんか。

(〇委員手をあげる)

はい。〇委員。

〇〇推進委員

その他でいいんですが、この前から全国農業新聞の推進ということで何回も話しがあってますが、私は農業委員とか推進委員とかしている間はこういう情報網の吸収という意味で、全国の農業委員会の活動が紹介されています。当然、うちの町もいつか農業委員会がこういうことをやっているとか紹介されると思いますが、是非とも購読していただいて勉強していったらいいと私は個人的には思いますので、よろしくお願いします。

〇会長

はい。ありがとうございます。

何か他に皆さんからありませんか。

(ありません。と言う声あり)

それでは12月の農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年12月 9日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 2 番委員

署 名 委 員 4 番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎
本 誌 表 紙 共 枚